

# 甲賀市 農業委員会だより

2018.3.15  
第26号

甲賀市農業委員会  
甲賀市水口町水口6053  
TEL 0748-69-2262

**Q** 甲賀市の南東部にあり、山を越えると三重県伊賀市です。甲南町は忍者の本拠地ですが、柑子にも2つの山城跡があり、武家時代の痕跡を残しています。

**A** 人口は64戸で230名余り、農地面積は43haあり、南部には工業団地フロンティアパークがあります。

## 輝け未来 甲南町柑子区



農村まるごと保全活動

こうなんちょう 甲南町  
こうじ 柑子

**Q** どんなんじですか？

また、老人会である『愛柑クラブ』が昭和38年から梅栽培を行っています。約100本の梅の木から収穫し、梅干しに加工して、地産地消の取り組みで市内の学校給食にも提供しています。



田植え

**Q** 主な取組は？

**A** 43haの農地の内、26haを『農事組合法人柑子営農組合』が集積し、水稲・麦・大豆・飼料米の作付けから収穫までを行っています。



コスモまつり

平成12年から進める村づくりの活動では、農地・水環境保全向上対策事業により様々な活動を展開しており、恒例となったコスモまつりには県内外から多くの鑑賞者が訪れます。



梅の収穫

**Q** 未来の目標や課題は？

**A** 高齢化が進む中で、後継者不足に悩んでいます。農地は重粘土質で畑作に適合しないため、稲作中心で農業を維持するしかありません。

美味しいお米の販路を開拓してやりがいを見いだすこと、梅を使った商品を実現することが大きな目標です。米・梅とで六次産業化を図り、集落の活性化を進めて行きたいものです。

(N)



第55回愛柑クラブ創立記念総会

新しくなった

## 農業委員会の紹介

甲賀市農業委員会は平成29年7月20日に新体制となり、以下の業務を行っています。

- 農地法その他の法令の権限に属された業務
- 農地等の利用の最適化の推進に関する業務
- (担い手への農地利用の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)

農業委員と農地利用最適化推進委員(以下、推進委員)が連携し、市内における農地の有効活用の促進と農業の振興のため活動しております。

### 平成29年総会取扱い件数

	件数
農地法第2条による非農地証明申請	3
農地法第3条許可申請(農地の売買・貸借)	29
農地法第4条許可申請(自己所有農地の転用)	22
農地法第5条許可申請(農地を売買・貸借して転用)	56
民事執行法による農地等の売却に係る農地法の処理	2
農地法第4条届出	22
農地法第5条届出	59
農地法施行規則第29条届出	4
農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画決定(利用権等設定)	369
農業経営基盤強化促進法による農業経営改善計画認定申請	7
田畑転換等形状変更届出	6
計	579

※平成29年1月から12月の農業委員会総会での取扱い件数です。

### 農業委員会の主な活動

○農地法申請許可等に関する業務  
農業委員及び農地法許可申請があつた区域の推進委員が総会に出席し、法令及び農地利用の観点について、それぞれの立場で意見し審議しています。

### ○遊休農地対策

推進委員を中心に農地パトロールや農地利用状況調査を行い、遊休農地の状況を把握するとともに、発生防止・解消に努めています。

### ○その他

各区域での「人・農地プラン」作成にあたり、委員の立場で会合に出席し、担い手への農地集積・集約にむけた助言等を行っています。

また、この農業委員会だよりも掲載している、市長への「意見書」の提出、食育活動等を行っています。

農地のことでお困りの際は、お近くの農業委員、推進委員へご相談ください。

## 利用状況調査と

## 利用意向調査の実施

農業委員会では、推進委員を中心に利用状況調査を実施し、市内全域の農地の状況を確認しています。

利用状況調査の結果、農業委員会が『遊休農地』であると判断した農地の所有者には、**利用意向調査**を実施しています。農地所有者の意向を確認することにより、農地中間管理機構等を活用した農地の有効活用につなげていきます。

また、利用状況調査とは別に、推進委員は担当地域を月1回以上パトロールし、違反(無断)転用がないか等、農地の状況を把握しています。



農地パトロールの様子



ご注意ください！

# 農地を転用する場合には、 農地法による手続きを！

農地を転用する場合には農地法の許可が必要ですが、許可を受けないで行われる、いわゆる『違反(無断)転用』が後を絶ちません。

農業者をはじめ、開発などに携わる人も農地転用許可制度を正しく理解して、法令遵守に努める必要があります。



太陽光発電の設置には  
農地転用の許可が必要です

## 農地転用とは

農地を住宅や工場等の建物敷地、太陽光発電施設、資材置場、駐車場、道路、水路、山林等農地以外の用地に転換することです。

なお、一時的に資材置場や砂利採取場等に利用する場合も転用になります。

## 市街化区域内の農地転用

市街化区域内の農地転用にあつては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可を要しないこととなっています。

- ◆ 農地は大切な食料の供給基盤です。
- ◆ 一度農地以外に転用されると元に戻すことは極めて難しいことから、無秩序な転用を防止し、農地制度に基づいて転用を行う必要があります。
- ◆ 農地法の許可なく転用した場合や、許可された通りに転用しなかった場合には罰則があります。
- ◆ 農地転用の許可基準や手続き方法については、農業委員会にご相談ください。
- ◆ 優良な農地を守るため、違反(無断)転用を見つけた場合は農業委員会へご連絡ください。

### 問い合わせ先

農業委員会事務局 農地係 Tel 0748-69-2263

## 一農家の 独り言

米の生産調整が施行されてから約半世紀、ウルグアイラウンド妥結に伴う農産物輸入の自由化により、米は年

間70万tの輸入で価格の下落に拍車をかけた。農業者の生産意欲を減退させた政府の責任は大きい。加えてTPP問題では、国内農業に更なる悪影響を及ぼしかねない。

近年、農政改革と称して数多くの助成事業が実施されてきた。さらに平成30年度からは、生産数量は個々に任せるといふ大胆な施策に舵を切った。政府は農業をどこに導こうとしているのか。猫の目農政と言われても仕方あるまい。

農業所得の向上、専業農家の増大、地域を守るための集落営農の推進、人・農地プランを策定し、農地中間管理機構を創設して農地の利用集積をすることで農業を活性化することは評価をしたい。

しかし、これで全て良しとはならない。今日まで、地域の環境・景観を守り、水源の涵養に努めてきた地域の方々の思いを決して忘れてはならない。今後は山間地域に光を当てない限り、自然豊かな農村は守れない。不耕作地が増える現在、今こそ地域の切実な要望に応えるきめ細かい施策を切望する。そんな一農家の独り言。(T)

# 甲賀市農地賃借料情報

平成29年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっております。

この賃借料情報は、参考として提供していますので、貸し人・借り人の双方が、話し合って決定してください。

## 1 田(水稻)の部

締結(公告)された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
甲賀市一円	大規模基盤整備地域	10,800円	13,000円	9,000円	13	
	基盤整備地域	6,300円	10,000円	4,000円	243	※1
	未整備地域	5,900円	10,000円	4,000円	62	※1
甲賀市平均		6,400円		合計	318	
使用貸借権(無料)					178	

## 2 畑(普通畑)の部

締結(公告)された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
甲賀市一円		8,500円	10,000円	5,000円	30	※2
使用貸借権(無料)					3	

## 3 畑(茶畑)の部

締結(公告)された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
甲賀市一円	土山町・水口町 甲賀町・甲南町 全域	5,000円	5,000円	5,000円	1	※2
	信楽町 全域	17,700円	19,000円	15,000円	3	
甲賀市平均		14,500円		合計	4	
使用貸借権(無料)					0	

※1 異常値補正(データの平均値より1.7倍以上または0.3倍以下の賃借料は対象外)

※2 昨年度のデータ(平成29年1月から12月までに賃貸権及び使用貸借権が設定されなかったため)

- ・データ数は平成29年1月から12月までに甲賀市内で賃貸権及び使用貸借権が設定された農地の筆数となります。  
(賃貸権…賃料を支払い農地の貸し借りをを行う      使用貸借権…無償で農地の貸し借りをを行う)
- ・平均額は下二桁を四捨五入し、100円単位で算出しております。
- ・「甲賀市平均」は、各区分の平均値をデータ数により加重平均した値となります。



岩永市長に意見書を提出する  
北田会長(中央)と田畑副会長(右)

11月14日、農業者の公的代表機関として、農地利用の最適化に係る意見書を岩永市長に提出しました。

意見書の内容は、高齢化や獣害などが抱える課題への対策を、農業施策に反映させるよう求めるものとなっています。

農業委員会では、農地利用の最適化の推進を最も重要な業務と位置付け活動しており、今回の意見書の提出もその一環となります。

意見書の詳細は、甲賀市ホームページの農業委員会のページでご覧いただけます。

(J)

市長に意見書を提出



## 伊賀市農業委員会との 交流会開催

11月21日、6回目となる伊賀市農業委員会との交流会を開催しました。本年は伊賀市での開催でした。

まずはJAいがほくぶの直売所『とれたて市ひぞっこ』を視察しました。この施設内には野菜ソムリエが常駐されていて、季節野菜の調理方法などを提供されています。

その後、JAいがほくぶ本店の一角をお借りして情報交換会を進めました。今回の交流会は農業委員会制度が改正されてから初めてということもあり、活発な意見交換ができました。



農地利用の最適化を推進するためには、担い手の育成や世代交代がいかにスムーズにできるかが地域の最大の課題ですが、その点について相互の意見や事例等を交換しました。

伊賀市とは忍者を通じての繋がりもあり、今後も交流を深め、より良い農地管理に努めたいと思います。

(〇)



## 柏木小学校 食育畑交流会

### 「地元野菜の収穫体験と料理教室」

12月7日、柏木小学校4年生の食育畑交流会が開催されました。水口町の各小学校では学級農園でかんぴょうとサツマイモを栽培しています。今回は、にんじんの収穫体験の後、「田中さんのにんじんと山元さんの小松菜とかんぴょうのゴマ和え」と「大学イモ」を作りました。



にんじんの収穫体験

料理教室では、包丁やすり鉢などをを使って楽しく上手に実習しました。自分たちで栽培・収穫した野菜なので「おいしい!」「家に帰って作りたい!」と大人気でした。

畑に入る事や収穫した経験は大人になっても覚えていると思います。市内の各小学校でもこのような学習に取り組んで欲しいものです。

(N)



# 地域で頑張る就農者紹介



水口町八光 つつみ かずひろ 堤 一弘さん

堤さんは、3年前に父親がハウス栽培をやめると言われた際、「それはもったいない」と会社勤めから転職されました。今では経営者として、家族とパートさんとの忙しい毎日です。



堤 一弘さん(左) 父の喜一郎さん

「地域みなさんに安心しておいしい物を食べていただきたい」と熱く語っておられました。

Q : どのようなことをされていますか？

堤 : 少量土耕栽培という方法で、7棟あるハウスで地面から20cmほどの高さに細長い棚を作り、季節によりトマト・キュウリを栽培しています。

Q : 少量土耕栽培の利点は？

堤 : 肥料や水分のコントロールができ、病気も少なく、味が良い作物が収穫できます。また、雑草管理も省力化できます。

Q : 苦労されている点は？

堤 : 出荷時期には梱包作業が大変で、忙しい時は日が変わることもあります。

Q : 将来の夢・希望は？

堤 : 地域の方に安全・安心な物を提供するため農薬の使用をより少なくし、収量よりも品質・味で他に負けない作物を育てていきたいです。今後はブランド化を図り、大都市圏へPRしていきたいですが、日々の作業に追われていますので、行政などのサポートをお願いしたいです。

国が支える。安心が大きくなる  
担い手 **積立年金**  
(登録)

**農業者年金**

**農業者年金加入条件** 農業者年金は、次の要件を満たす方はどなたでも加入できます。

●60歳未満の方 ●年間60日以上農業に従事(配偶者・後継者も可) ●国民年金第1号被保険者

お問い合わせは…

甲賀市農業委員会事務局 TEL 69-2262

JAこうか営農企画課 TEL 65-0720

安心して豊かな老後のため、  
農業者年金に加入しましょう!!

旧年金の経営移譲年金を受給されている方で、後継者に委譲した農地を転用される場合、年金が減額されることがありますので、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

**全国農業  
新聞**

■発行日 毎週金曜日  
■購読料 1ヶ月 700円  
■申込  
農業委員会事務局  
または地区農業委員へ

## 編集後記

農業委員会が新しい体制でスタートしてから早くも8ヶ月が経過しました。農業委員・推進委員あわせて64名は、地域の農地を守り育てるため日々活動しています。この広報紙が皆様との架け橋となることを願っています。(Y)

